

議案第 1 3 2 号

訴えの提起について

所有権移転登記手続請求事件について、次のとおり訴えを提起するので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

安中市長 岩 井 均

記

1 相手方

安中市上間仁田字道前久保 7 0 3 番 2 の土地（以下「本件土地」という。）の登記名義人 1 名及びその他の登記名義人の法定相続人 2 1 6 名

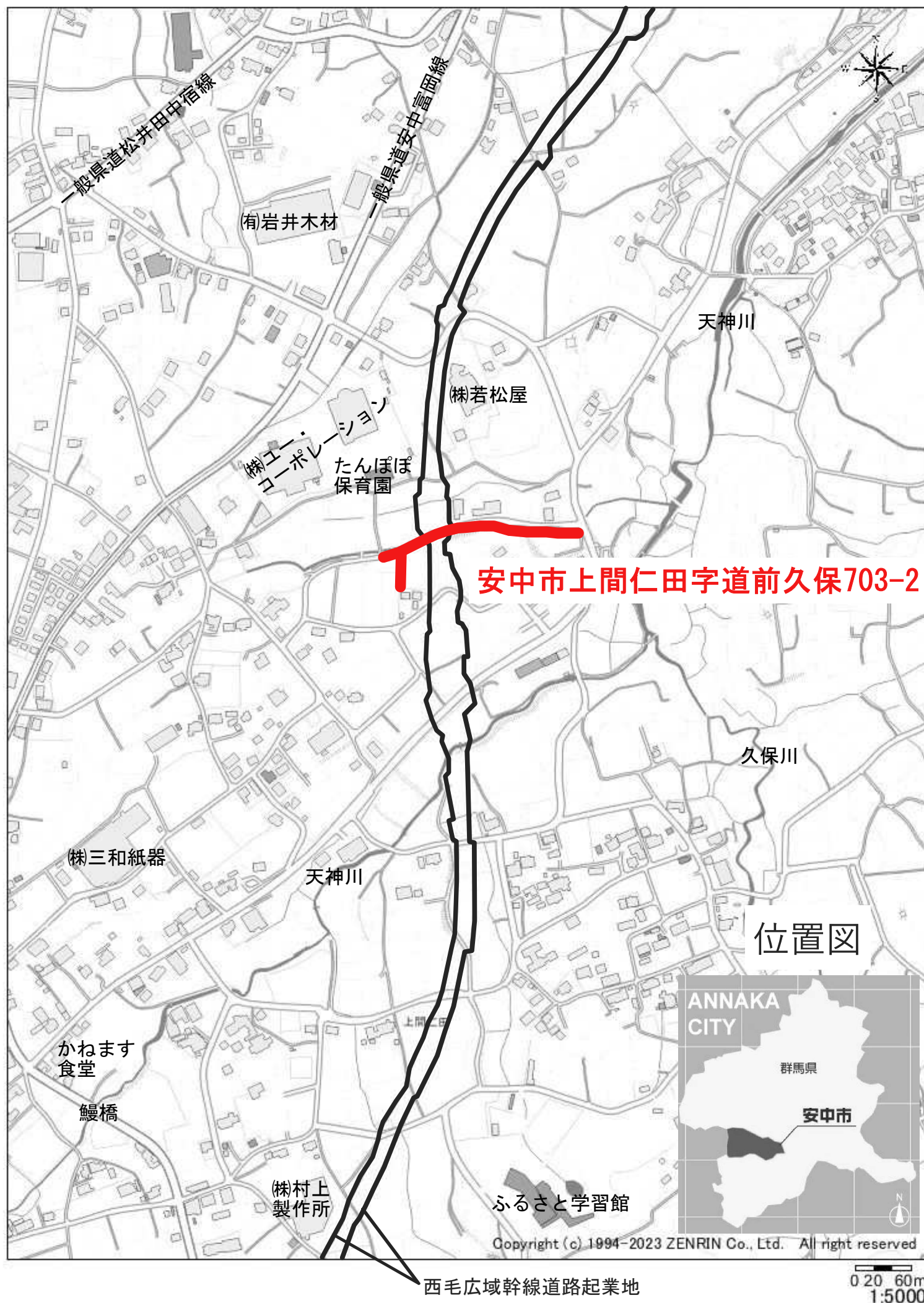
2 訴えの内容

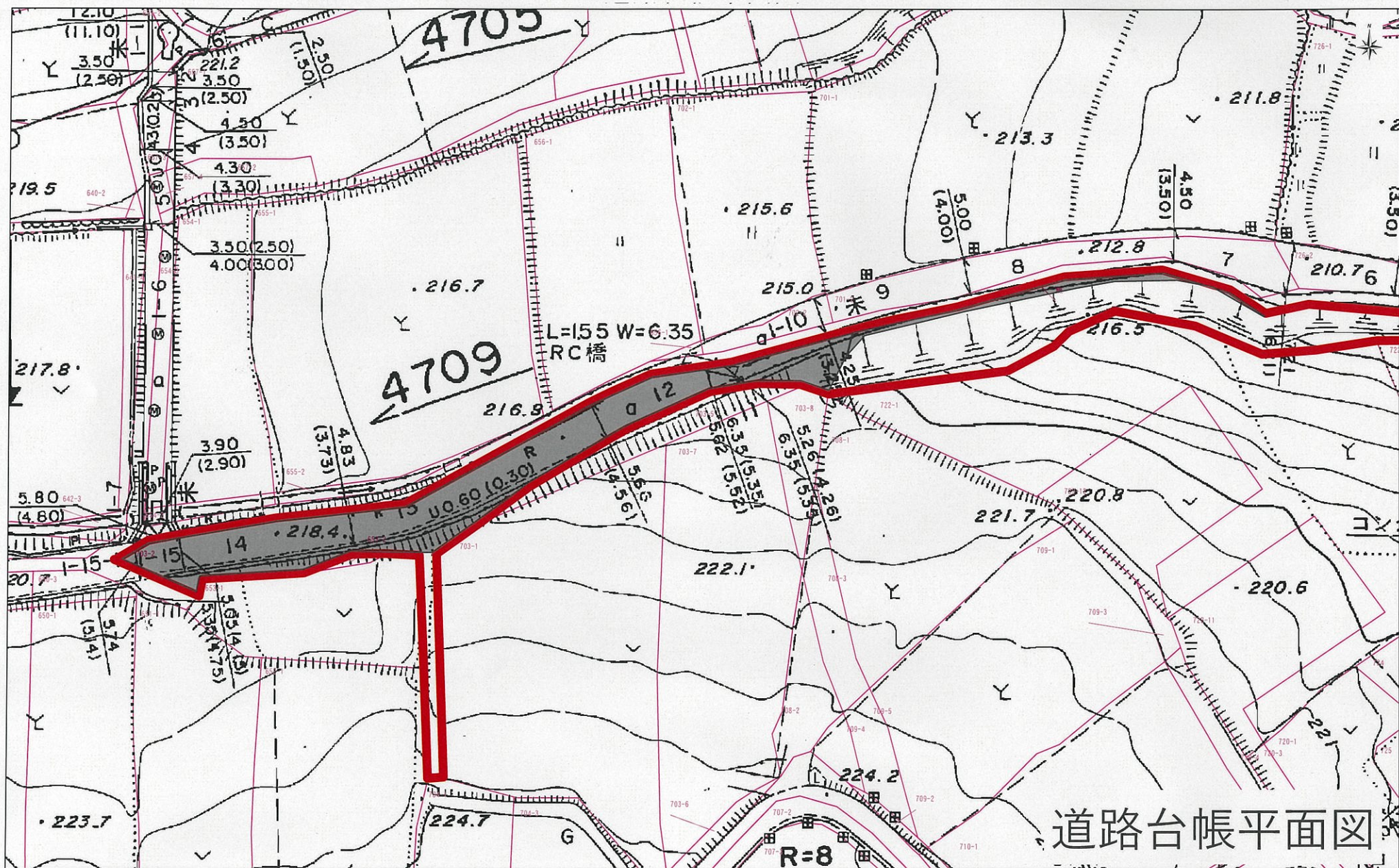
昭和 5 2 年度に道路用地として売買契約をした本件土地の分筆登記及び所有権移転登記を求める訴えを提起するものである。

なお、本件訴えの提起前又は後において、相手方の死亡に伴う相続が発生した又は特別代理人等が選任されたなど相手方を変更する必要がある場合には、その者を相手方とし、また、所有権移転登記の協力が得られた者は、相手方から除くものとする。

3 訴訟遂行の方針

訴えにおいて、上記内容が容認されないときは、上訴するものとする。





安中市上間仁田字道前久保703-2

分筆登記及び所有権移転登記がなされていない部分（現況市道）